

心身に障がい等のあるかたに係る自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免制度のしおり【令和7年6月改訂版】

鳥取県では、心身に障がい等のあるかたに係る自動車について、一定の要件に該当する場合は自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を行っています。

軽自動車の場合、軽自動車税環境性能割のみの手続きです。軽自動車税種別割は、市役所又は町村役場で減免等の手続きを行ってください。なお、要件や必要書類、手続方法は県と異なりますので、市役所又は町村役場にお問い合わせください。

減免が受けられる手帳及び障がいの範囲

⇒ 4 ページの表をご覧ください。

減免の対象となる自動車

	本人運転	生計同一者・常時介護者（※）運転
自動車の所有者	心身に障がい等のあるご本人	心身に障がい等のあるご本人又は生計を一にするかた（常時介護者運転にあつては、心身に障がい等のあるご本人）
	※自動車検査証の所有者欄（売主が所有権を持っている場合は使用者欄）に記載があるかた	
使用目的	特に問いません （専ら本人が運転するものであること）	専ら心身に障がい等のあるかたの通院、通学、通所、生業、その他日常生活における移動のため
減免額（上限額）	自動車税種別割・・・4万5千円 自動車税環境性能割・・・250万円×税率	
その他	運転免許証に「免許の条件」が付されているかたは、免許の条件（総重量制限、構造変更等）に適合する自動車についてのみ減免を受けることができます。	自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は、減免を受けることができません。

（※）常時介護者…心身に障がい等のあるかたのみで構成される世帯（単身世帯を含む。）又は心身に障がい等のあるかたと18歳未満のかたのみで構成される世帯において、1年以上の間に、継続して週3日程度以上、心身に障がい等のあるかたのために自動車の運転を行っている者又は見込みのある者

申請手続き（現在所有している自動車の場合）

⇒ 2 ページをご覧ください。

申請手続き（新たに自動車を取得する場合）

⇒ 3 ページをご覧ください。

注意事項

- 減免を受けることのできる自動車（軽自動車、自動二輪車等を含む。）は、心身に障がい等のあるかた 1人につき1台までです。
- 減免を受ける自動車を変更しようとする場合には、原則として既に減免等を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更登録）が必要です。
- 既に自動車税種別割の減免を受けている場合、同一年度において買い替え等により自動車税種別割の減免を受けることができるのは、原則として1回までです。
- 自動車税環境性能割の減免を受けた場合、当該減免を受けた自動車の取得の日から2年間（新車新規登録の場合は3年間）は買い替え等により新たな減免を受けることができません。
- 提出期限を過ぎて申請する場合、自動車税種別割は申請された月の翌月から月割で減免されます。なお、自動車税環境性能割は、原則として登録時に申請する必要があります。

申請手続き（現在所有している自動車の場合）

【新たに身体障害者手帳等の交付を受けた場合、既に所有する別の車への乗り替えなど】

提出先	管轄の県税事務所（３ページの問い合わせ先参照）																																							
提出期限	自動車税種別割の納期限（５月３１日）まで ※５月３１日が土・日曜日または祝休日の場合はその翌日が納期限となります。 ただし、転入により年度途中で鳥取ナンバーを取得した場合又は年度途中で名義変更により自動車を取得した場合、自動車税種別割は翌年度以降の減免となりますので、３月以降、改めて管轄の県税事務所 で申請してください。																																							
減免の始期	自動車税種別割は申請のあった月の翌月から月割で減免（ただし、以下の場合を除きます） ○賦課期日（４月１日）時点で手帳をお持ちのかたが、提出期限までに申請した場合は、年税額を減免（上限額の範囲内） ○４月中に手帳の交付を受けたかたが、提出期限までに申請した場合は、５月分から月割減免（11 か月相当分）																																							
必要書類	<table><tr><td>運転者</td><td>本人</td><td>生計同一者</td><td>常時介護者</td></tr><tr><td>必要書類</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>減免申請書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>身体障害者手帳等（原本）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>運転者の運転免許証の写し（表裏両面）（※１）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>自動車検査証の写し（※２）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>生計を一にすることが確認できる書類（※３）又は生計同一証明書（※４）</td><td>－</td><td>○</td><td>－</td></tr><tr><td>常時介護証明書（※５）</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td></tr><tr><td>抹消登録若しくは移転登録した自動車検査証の写し又は軽自動車の自動車検査証返納証明書の写し等（既に減免等を受けている場合のみ）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>				運転者	本人	生計同一者	常時介護者	必要書類				減免申請書	○	○	○	身体障害者手帳等（原本）	○	○	○	運転者の運転免許証の写し（表裏両面）（※１）	○	○	○	自動車検査証の写し（※２）	○	○	○	生計を一にすることが確認できる書類（※３）又は生計同一証明書（※４）	－	○	－	常時介護証明書（※５）	－	－	○	抹消登録若しくは移転登録した自動車検査証の写し又は軽自動車の自動車検査証返納証明書の写し等（既に減免等を受けている場合のみ）	○	○	○
	運転者	本人	生計同一者	常時介護者																																				
	必要書類																																							
	減免申請書	○	○	○																																				
	身体障害者手帳等（原本）	○	○	○																																				
	運転者の運転免許証の写し（表裏両面）（※１）	○	○	○																																				
	自動車検査証の写し（※２）	○	○	○																																				
	生計を一にすることが確認できる書類（※３）又は生計同一証明書（※４）	－	○	－																																				
	常時介護証明書（※５）	－	－	○																																				
抹消登録若しくは移転登録した自動車検査証の写し又は軽自動車の自動車検査証返納証明書の写し等（既に減免等を受けている場合のみ）	○	○	○																																					

申請に必要な書類における注意事項

※１ 運転免許証をお持ちの場合は、運転免許証の写し（表裏両面）

マイナ免許証のみで運転免許証をお持ちでない場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」からダウンロードした運転免許証情報の写し（「マイナ免許証読み取りアプリ」は専用サイトからインストールできます。）

※２ 令和５年１月４日以降に交付された電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写しも併せてご提出ください。「自動車検査証記録事項」は、電子車検証発行時等に運輸支局で交付されるほか、「車検証閲覧アプリ」からダウンロードできます。（「車検証閲覧アプリ」は国土交通省電子車検証特設サイトからインストールできます。）

※３ 生計を一にすることが確認できる書類とは？

心身に障がい等のあるかたと自動車の所有者、自動車の運転者がそれぞれ生計を一にすることが確認できる書類の提出が必要です。

住所が同一であることが確認できる書類	住民票、戸籍謄本など（注）
扶養関係があることが確認できる書類	健康保険証の写し、給与所得の源泉徴収票の写し、所得税の確定申告書の控えなど

（注）住民票、戸籍謄本などは、発行から３か月以内のもので続柄の記載があるもの（住民票は個人番号の記載がないもの）を提出してください。

※４ 生計同一証明書とは？

心身に障がい等のあるかたと自動車の所有者及び運転者が生計を一にすることを証明するもので、市の福祉事務所、町村の福祉担当課又は福祉事務所（以下「福祉事務所等」という。）が発行します。

※５ 常時介護証明書とは？

心身に障がい等のあるかたのみで構成される世帯などにおいて、心身に障がい等のあるかたを自動車の運転者が常時介護することを証明するもので、福祉事務所等が発行します。

申請手続き（新たに自動車を取得する場合）

【新規登録・名義変更登録（自動車税環境性能割のみ）】

提出先	鳥取県自動車整備振興会内（鳥取運輸支局隣）の自動車税種別割・自動車税環境性能割申告書の受付窓口																																											
提出期限	自動車を登録するとき（自動車税種別割は申請のあった月の翌月から月割で減免） ただし、 <u>転入により年度途中で鳥取ナンバーを取得した場合又は年度途中に名義変更により自動車を取得した場合は自動車税環境性能割の減免のみの受付となります。</u> 自動車税種別割については翌年度以降の減免となりますので、3月以降、改めて管轄の県税事務所で申請してください。																																											
必要書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要書類</th><th>運転者</th><th>本人</th><th>生計同一者</th><th>常時介護者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車税種別割等申告（報告）書</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>減免申請書</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>身体障害者手帳等（原本）</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>運転免許証の写し（表裏両面）（※1）</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>生計を一にすることが確認できる書類（※3）又は生計同一証明書（※4）</td><td></td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>常時介護証明書（※5）</td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>抹消登録若しくは移転登録した自動車検査証の写し又は軽自動車の自動車検査証返納証明書の写し等（既に減免等を受けている場合のみ）</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	必要書類	運転者	本人	生計同一者	常時介護者	自動車税種別割等申告（報告）書		○	○	○	減免申請書		○	○	○	身体障害者手帳等（原本）		○	○	○	運転免許証の写し（表裏両面）（※1）		○	○	○	生計を一にすることが確認できる書類（※3）又は生計同一証明書（※4）		—	○	—	常時介護証明書（※5）		—	—	○	抹消登録若しくは移転登録した自動車検査証の写し又は軽自動車の自動車検査証返納証明書の写し等（既に減免等を受けている場合のみ）		○	○	○			
必要書類	運転者	本人	生計同一者	常時介護者																																								
自動車税種別割等申告（報告）書		○	○	○																																								
減免申請書		○	○	○																																								
身体障害者手帳等（原本）		○	○	○																																								
運転免許証の写し（表裏両面）（※1）		○	○	○																																								
生計を一にすることが確認できる書類（※3）又は生計同一証明書（※4）		—	○	—																																								
常時介護証明書（※5）		—	—	○																																								
抹消登録若しくは移転登録した自動車検査証の写し又は軽自動車の自動車検査証返納証明書の写し等（既に減免等を受けている場合のみ）		○	○	○																																								

継続の手続きについて

翌年度以降も引き続き自動車税種別割の減免を受ける場合は、継続の申請を毎年行う必要があります。2月～3月に各県税事務所から自動車税種別割減免申請書（継続用）をお届けしますので、減免の要件を満たしているときは、申請書その他の必要書類を管轄する県税事務所に郵送又は持参してください。

問 合 せ 先

手続きについてご不明な点がございましたら、最寄りの県税事務所又は県庁税務課へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号	管 轄
東部県税事務所	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176 (東部庁舎 4 階)	(0857) 20-3526	(0857) 20-3519	鳥取市・岩美郡・八頭郡
鳥取県自動車整備振興会内	〒680-0006 鳥取市丸山町 233 (鳥取運輸支局隣)	(0857) 23-6649	(0857) 20-3519	新規登録・名義変更登録
中部県税事務所	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 (中部総合事務所 1 階)	(0858) 23-3107、3112	(0858) 23-3118	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所	〒683-0823 米子市加茂町1丁目1番地 米子市役所本庁舎 2 階	(0859) 31-9605、9619	(0859) 31-9613	米子市・境港市・西伯郡・日野郡
西部県税事務所 日野支所	〒689-4503 日野郡日野町根雨 140-1 (日野振興センター 1 階・日野振興局)	(0859) 72-2083	(0859) 72-2072	日野郡
県庁税務課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220	(0857) 26-7053	(0857) 26-7087	

《減免の対象となる手帳及び障がいの範囲》

手帳の種類		障がいの程度											
療育手帳		「A」のみ											
精神障害者保健福祉手帳		「1級」のみ											
戦傷病者手帳		該当する障がいの程度は各県税事務所にお問い合わせください。											
身体障害者手帳													
障がいの区分	運転者・等級	本人運転						生計同一者・常時介護者運転					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障害			○	○					○	○			
平衡機能障害				○						○			
体幹不自由		○	○	○		○		○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○					○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
心臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
じん臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
呼吸器機能障害		○		○	○			○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○	○			○		○	○		
小腸の機能障害		○		○	○			○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○				○	○	○			
肝臓機能障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
喉頭摘出による音声機能障害（※）				○									
		手帳に「喉頭摘出による」又は「無喉頭」という記載がない場合は、初めて申請する場合に限り、鳥取市保健所又は各総合事務所県民福祉局で発行する証明書を提出してください。											
上肢不自由（※1）		○	○					○	○				
		※1 手帳に右上肢と左上肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ①右上肢3級かつ左上肢3級 （両上肢機能障害3級と記載の場合は該当しません。） ②右上肢4級かつ左上肢3級 ③右上肢3級かつ左上肢4級											
下肢不自由（※2・※3）		○	○	○	○	○	○※2	○	○	○※3			
		※2 手帳に右下肢と左下肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ・右下肢7級かつ左下肢7級 ※3 手帳に右下肢と左下肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ・右下肢4級かつ左下肢4級 （両下肢機能障害4級と記載の場合は該当しません。）											

※ 減免の対象となるかどうかの判定は、個別の障がいについて行いますので、障がい複数ある場合は、手帳の級と異なることがあります。

※ 有効期限の満了している手帳又は手帳に記載された「次の判定年月」、「再認定年月」を経過している方は減免の対象となりません。

※ 障がいの区分が身体障害者手帳の表記と異なる場合は、事前に各県税事務所にお問い合わせください。